

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	北竜町 税務関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北竜町は、税務関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる事を宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北竜町長

公表日

平成27年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税務関連事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。 ・地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。地方税分野の事務において特定個人情報を以下の事務で行う。 ①個人住民税の賦課徴収及び課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ②固定資産税の賦課徴収及び公課証明書、評価証明書の発行 ③軽自動車税の賦課徴収及び台帳の管理、納税証明書等の発行 ④国民健康保険料の賦課徴収
③システムの名称	総合行政システム(個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、収納管理システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、固定資産税ファイル、軽自動車税ファイル、国民健康保険ファイル、収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北竜町 総務課
②所属長	総務課長 中村道人
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北竜町 総務課 雨竜郡北竜町字和11番地1 0164-34-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北竜町 総務課・住民課 雨竜郡北竜町字和11番地1 0164-34-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

变更箇所

[illegible]